

# 共同本人訴訟（Ⅱ）不当判決を許さない！

## 地裁判決報告集会を開催！ 勝ち取ったボーナスカット「0」 の成果を更に拡げていこう！

3月23日、原告山口敏明さん、島津力さん、前田稔さんがボーナスカット・昇給カット分の損害賠償請求を訴えていた共同本人訴訟（Ⅱ）に対して大阪地方裁判所は「原告らの請求をいずれも棄却する」という不当判決を下しました。

大阪地方裁判所は、いずれも、争点となった管理者の注意・指導の存在について、決定的な証拠がない中で、会社の主張を鵜呑みにして「本件メモはいずれも真正に作成されたものと認めらる上、その信用性は十分であって、原告らの本件メモはデッチ上げないしねつ造されたものであるとの主張は採用できない」と結論づけ、原告の主張に対しては「不備等があったとしても疑問（疑念）を抱かせる事象とはいえない」とボーナスカットを容認する不当判決を下しました。

しかし原告たちは、この裁判闘争で不当なボーナスカットに関わった24名の全ての管理者を証言台に立たせ、尋問を行い、職場の中に管理者証言の矛盾や不当性を明らかにしてきました。そして、不当なボーナスカットを無くしてきました。

同日、地本は、新大阪・丸ビルにおいて組合員・OBなど40名が結集してボーナスカット共同本人訴訟（Ⅱ）地裁判決報告集会を開催しました。

集会では、主催者を代表して浦谷副委員長が不当判決への怒り、これまでの裁判闘争の意義と成果を明らかにし、その後、3名の原告から不当判決に対する怒りや職場と一体となった裁判闘争をつくり出してもらったことへの感謝、これまでの苦闘、今後の決意が明らかにされました。

このボーナスカットに対する闘いの成果を次の闘いへと更に拡げていきましょう！

